

子ども・子育て支援新制度における保育所運営に関する説明会

日付：平成 26 年 10 月 14 日（火）

時間：19:00 から 21:00

会場：関内ホール・大ホール

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 平成 27 年度認定利用調整（新規利用と継続利用）について……………配布資料①

企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長 松本

- (2) 保育時間の考え方について…………… 配布資料②

保育運営課 運営指導係長 森兼

- (3) 保育士確保策について…………… 配布資料③

保育対策課 担当係長 澤田

- (4) 認可保育所における市独自助成の検討の方向性について…………… 配布資料④

保育運営課 運営指導係 山岡

- (5) 新制度における運営基準について…………… 配布資料⑤

保育運営課 運営指導係長 森兼

- (6) 「保育士資格申請中の者」の取扱いの変更について…………… 配布資料⑥

保育運営課 運営指導係 山岡

- (7) その他

3 閉会

※1 御質問につきましては、裏面に記載の担当まで、お電話でお問い合わせください。

※2 御意見につきましては、別紙「子ども・子育て支援新制度における保育所運営についての御意見」に御記入のうえ、お帰りの際に、出口に設置する回収箱へ御提出ください。

◆お問い合わせ先

この説明会に関するお問い合わせは、次の担当までお電話くださるようお願いいたします。

議事内容	お問い合わせ先	
	担当課	電話番号
(1) 平成27年度認定利用調整(新規利用と継続利用)について	子ども・子育て 新制度準備担当	045-671-4467
(2) 保育時間の考え方について	保育運営課	045-671-3564
(3) 保育士確保策について	保育対策課	045-671-4469
(4) 認可保育所における市独自助成の検討の方向性について		
(5) 新制度における運営基準について	保育運営課	045-671-3564
(6) 「保育士資格申請中の者」の取扱いの変更について		
その他、この説明会に関すること	保育運営課	045-671-3564

1 新制度における認定等手続きについて

①認定について

- ・新制度においては、施設・事業を利用するにあたって、支給認定区分を証した“認定証”が必要となります。(利用者からの申請に基づき、市が発行。)
- ・2・3号は、保育必要量に応じ、保育標準時間と保育短時間の認定をします。保育標準時間であれば11時間の枠の中で必要な保育を、保育短時間であれば8時間の枠の中で必要な保育を受けることができます。(保育標準時間の下限就労時間は週30時間(月120時間))

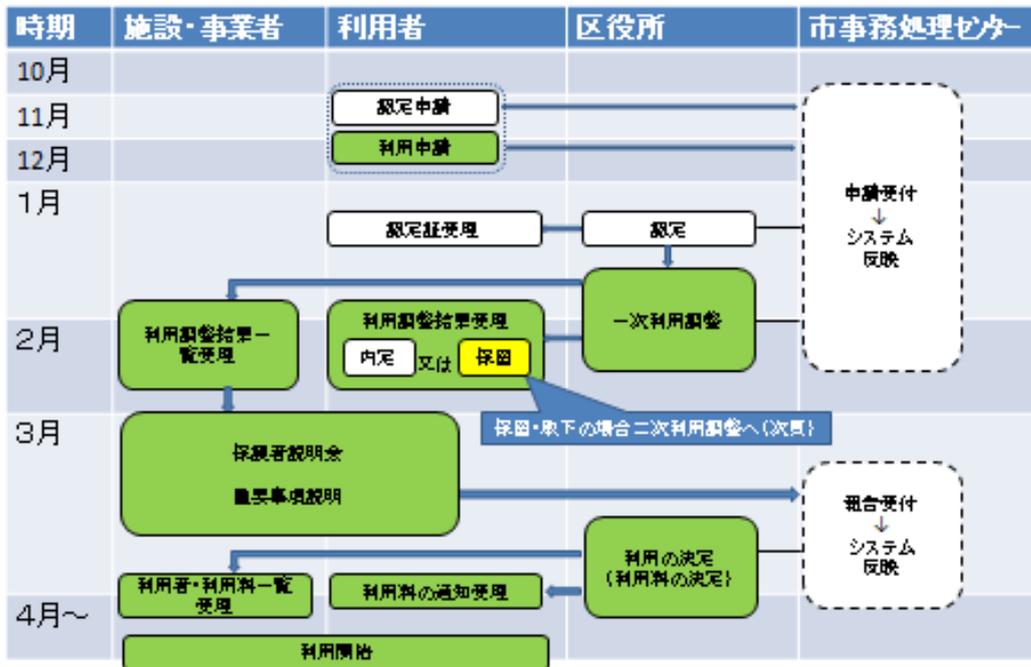
②利用調整について

- ・利用調整の流れは、従来、市が行っていた保育所の入所選考と基本的に同じです。
- ・2・3号の認定を受けて利用する全施設・事業(保育所、認定こども園、地域型保育事業など)が利用調整の対象となります。

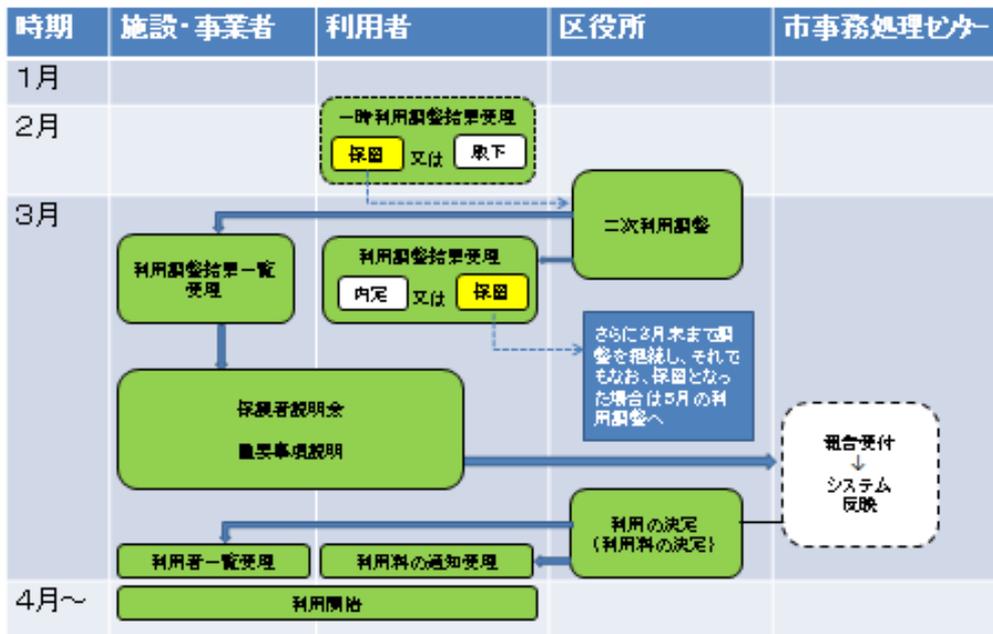
③重要事項説明について

- ・事業者は利用者に対し運営規定等重要事項を説明し、利用者の同意を得る必要があります。

保育所(2・3号)新規利用(27年4月利用の場合)

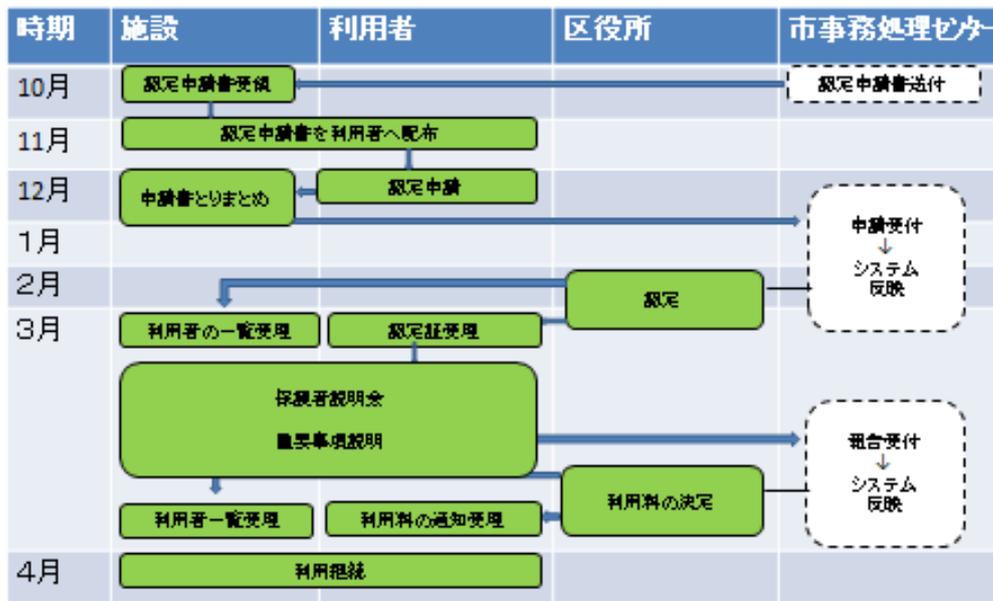


保育所(2・3号)新規利用(27年4月利用の場合)
★二次利用調整★



2

保育所(2・3号)継続利用



2 平成27年4月利用（新規）に関する日程について（予定）

保育所・地域型保育事業・認定こども園（2・3号）

- ①10月6日～…雇用証明書の配布開始
- ②10月15日～…利用案内の配布開始
- ③11月5日…郵送受付締切日（神奈川区、旭区、港北区、緑区、栄区、戸塚区）
11月11日…郵送受付締切日（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、
金沢区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区）
- ④11月21日…申請最終〆切
- ⑤～1月末頃…保護者へ認定証の発送
※認定証を送付する際に、認定決定通知書が送られてきます。認定決定通知書には階層区分が記載されています。
- ⑥～2月上旬…施設・事業に施設・事業利用調整結果一覧の発送、保護者へ一次利用調整結果通知/保留通知の発送（一次）
- ⑦～3月上旬…施設・事業に施設・事業利用調整結果一覧の発送、保護者へ二次利用調整結果通知/保留通知の発送（二次）
※さらに3月末まで調整を継続し、それでもなお、保留となった場合は5月の利用調整へ
- ⑧～3月…重要事項説明
- ⑩3月下旬…施設・事業者へ「契約締結者一覧」（利用料記載）の発送、保護者へ利用料通知書発送

幼稚園・認定こども園（1号）

- ①10月15日～…願書配布/利用案内の配布開始
※申請書同封の利用案内を10月10日頃までに各幼稚園に送付します。利用案内は、各区役所にも配架する予定です。
- ②11月1日～…入園受付開始
- ③11月1日～…内定
- ④～12月1日…「認定申請兼利用施設届出書」保護者から幼稚園への提出
- ⑤12月1日～12日…「認定申請兼利用施設届出書」幼稚園から横浜市が集配車で回収
- ⑥～12月末…幼稚園へ利用者一覧の発送、保護者へ認定証の発送
※認定証を送付する際に、認定決定通知書が送られてきます。認定決定通知書には階層区分が記載されています。
- ⑦～2月…幼稚園と保護者との間で契約締結
- ⑧～2月18日…「契約者一覧」幼稚園から横浜市への提出
- ⑨3月下旬…幼稚園へ「契約締結者一覧」（利用料記載）の発送、保護者へ利用料通知書発送

3 利用までの手続きについて（2・3号）

平成27年4月利用開始の流れ

市内在住児童

- ・10月10日頃までに「利用案内（2・3号用）」を各施設に納品します。施設に取りに来る保護者の方がいるため、取りに来られた場合はお渡しください。
- ・利用案内及び様式については、10月15日から配布を開始してください。横浜市のHPにも掲載する予定です。
- ・提出は、「認定利用調整事務センター」へ原則郵送で送付することになっています。また、申請書類の提出締切日は居住区によって異なりますので、ご留意願います。（「2 平成27年4月利用（新規）に関する日程について（予定）参照。」）
- ・1月下旬に保護者へ認定証が交付されます。
- ・利用調整の結果として「施設・事業利用調整結果一覧」を2月上旬頃に発送します。
- ・市内在住利用者の最終的な利用料については、3月下旬に区役所より通知します。

市外在住児童

- ・居住市町村において認定を受ける必要があります。
- ・二次利用調整からの調整になります。
- ・横浜市の設ける締切日までに市外の市町村を通して手続きを行うことになります。
- ・居住市町村より利用料のお知らせ等が3月頃届く予定です。

毎月の申し込みについて

市内児童

- ・利用を希望する月により申請締切日が異なります（基本的には前月10日）。原則、各月1日からの利用開始です。
- ・お住まいの区の区役所こども家庭支援課に申請していただくことになります。詳細については、直接お問い合わせいただくようご案内ください。

市外児童

- ・居住市町村において認定を受ける必要があります。
- ・横浜市の設ける締切日までに市外の市町村を通して手続きを行うことになります。

4 その他留意点

(1) 現況について

- 保育所の利用料は、これまでは所得税を基に算定するため、源泉徴収票や確定申告書の写しの提出を保護者に求めていましたが、新制度においては、市民税を基に算定することになるため、それらの書類の提出は不要となります。
- 市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から、9月1日に利用料が切り替わります。
- これまで、1～3月で現況の審査をしていましたが、平成27年度からは、利用料の切り替えに合わせ、6～8月頃に現況の審査を行います。3月～4月頃に現況の届出及び拳証証明書の提出をお願いする書類を発送する予定です。

(2) 認定証等の変更について

- 認定証等に記載の事項に変更があった場合は、変更の申請を区役所にさせていただきます。
- 認定証には有効期間を記載しています。認定有効期間が終了すると給付費をお支払いできない場合がありますので、認定証の有効期間が満了することが判明した際には、速やかに施設・事業の所在する区の区役所こども家庭支援課で手続きをするよう、ご案内願います。

【担当】横浜市こども青少年局企画調整課新制度準備担当 045-671-4466

在籍児の手続きについて

新制度においては、施設・事業を利用するにあたって、支給認定区分を証した“認定証”が必要となります。平成26年度は、新規利用者だけではなく、現在利用している児童についても、認定証を発行する事務が必要になります。

市内児童

- ・11月頃に、申請書を施設・事業利用継続袋に入れ、在籍児数分（卒園予定児除く）送付します。来年度以降引き続き利用する児童の保護者にお渡しください。
- ・平成27年1月5日（月）～平成27年1月8日（木）の間に、保護者の方から申請書を回収していただきますようお願いいたします。

※保護者向けの案内では、1月5日（月）～1月8日（木）の間に施設・事業への提出をお願いしていますが、各園の実情に応じて、それ以前に回収していただいて構いません。

- ・申請書を回収していただいた上で、平成27年1月9日（金）までに区役所へ提出してください。
- ・集めた申請書と一緒に、在園児名簿を添付してください。

市外児童

- ・新規と同様に、居住市町村において認定を受ける必要があります。
- ・申請書は市町村により異なり、市外の市町村を通して手続きを行ってまいります。
- ・市外のお子さんが利用している場合、居住市町村に問い合わせるようご案内ください。
- ・居住市町村より利用料のお知らせ等が3月頃届く予定です。

注意事項

- ・集めた書類は、可能であれば年齢ごとに分けて提出してください。
- ・書類は、園児等の個人情報を含みますので、取り扱いには十分お気を付け下さい。

施設・事業利用にかかる新制度への 継続(移行) 手続について

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、平成27年4月以降も引き続き施設・事業(幼稚園、認定こども園、保育所等)の利用を希望する方は、教育・保育を受けるための認定を受ける必要があります。また、平成27年4月からの利用料の決定を改めて行いますので、必要書類の提出をお願いします。必要書類の提出ができない方は、施設・事業の利用ができなくなる場合がありますので、必ず提出してください。

1 継続(移行)手続に必要な書類

(1) 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)利用中の方(新制度で1号認定の方)

- ・「**子ども・子育て支援制度 支給認定申請書兼利用施設届出書(1号用)**」
- ・「**支給認定及び施設・事業利用に係る書類提出確認票(継続)**」

(2) 保育所、認定こども園(保育所部分)、家庭保育福祉員等を利用中の方(新制度で2号または3号認定の方)

- ・「**子ども・子育て支援制度 支給認定申請書(2・3号用)**」
- ・「**支給認定及び施設・事業利用に係る書類提出確認票(継続)**」

〈お願い〉

* 提出していただいた書類に不明な点及び不備がある場合には、後日「認定利用調整事務センター」から問い合わせることがあります。必ず、日中連絡のつく電話番号を申請書にご記入ください。

2 提出先及び提出期間

(1) 提出先: 現在利用している施設(幼稚園、認定こども園、保育所等)に提出してください。

利用中の施設	提出期間
幼稚園、認定こども園(幼稚園部分) (新制度で1号認定の方)	平成26年11月25日(火)～ 平成26年11月28日(金)
保育所、認定こども園(保育所部分)等 (新制度で2号または3号認定の方)	平成27年1月5日(月)～ 平成27年1月8日(木)

(2) 施設に提出できない方は、施設・事業のある区の区役所こども家庭支援課へ 平成27年1月22日(木)までに提出してください。



3 転園手続きについて

(1) 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)を利用中の方

①他の幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)へ転園希望の場合、転園先の園に内定を受けた後、
・「**子ども・子育て支援制度 支給認定申請書兼利用施設届出書(1号用)**」
を、転園先の幼稚園、認定こども園に提出してください。

②保育が必要となり保育所等への転園を希望する方は、1号認定ではなく、2号認定が必要となります。その場合、新規に保育所等を利用するための手続きが必要です。手続きの詳細については、「平成 27 年度 横浜市保育所等利用案内(子ども・子育て支援新制度 2号・3号認定用)」で確認してください。

(2) 保育所、認定こども園(保育所部分)、家庭保育福祉員等を利用中の方

①他の保育所、認定こども園(保育所部分)等へ転園希望の場合、新規に保育所等を利用するための手続きが必要となります。手続きの詳細については、「平成 27 年度 横浜市保育所等利用案内(子ども・子育て支援新制度 2号・3号認定用)」で確認してください。

②お子さんが3歳以上で、幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)への転園を希望する方は、2号認定ではなく1号認定が必要となります。その場合、希望の幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)に内定を受けた後、
・「**子ども・子育て支援制度 支給認定申請書兼利用施設届出書(1号用)**」
を内定した施設へ提出してください。

手続きの詳細については「平成 27 年度 横浜市 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)利用案内(子ども・子育て支援新制度 1号認定用)」で確認してください。

※ 受付期間については、各区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。

※ 申請の際には、必ず転園の旨を記入してください。

※ 転園申請を提出して転園が内定した場合、現在利用している施設に戻ることはできませんので、ご注意ください。

※すでに、平成 27 年 4 月からの転園申請のために支給認定申請書を提出済の方は、再度申請書を提出する必要はありません。必要事項を記入した「支給認定及び施設・事業利用にかかる書類提出確認票【継続】」のみを、施設・事業利用継続袋に入れて提出してください。

□□□ ご注意ください！！ □□□

提出する施設・事業の利用を継続するための書類に、記入漏れや未提出があると、施設の利用期間が短くなったり、利用継続ができなくなる等、保護者の皆様にご迷惑をおかけすることになります。

お手数をおかけしますが、期限内提出にご協力くださいますようお願いいたします。

(参考)

認定について

◇認定の区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園、 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所、 認定こども園(保育所部分)
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所、 認定こども園(保育所部分)等

◇保育の必要量に応じた区分

2号認定、3号認定については、横浜市の定める基準に基づき、保育の必要量に応じて、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。

就労であれば、週30時間(月120時間)以上の場合であれば「保育標準時間認定」、月64時間(1日4時間かつ月16日)以上120時間未満の就労であれば「保育短時間認定」とします。

ただし、現在、保育所等を利用しているお子さまについては、「保育短時間認定」に該当する場合であっても、希望に応じて、経過措置により標準時間の保育を利用することができます。(求職中、育児休業中の方は、保育短時間認定となります。)

※ 転園を希望する希望する場合やきょうだい児が新規に申し込みを行う場合などは、経過措置の適用はありません。横浜市が定める基準に基づいて、保育必要量の認定を行います。

保育標準時間認定…1日11時間(施設が設定する時間)の枠の中で必要とする保育を利用できます。

保育短時間認定…1日8時間(施設が設定する時間)の枠の中で必要とする保育を利用できます。

保育短時間の利用料は、保育標準時間の利用料の98.3%とする予定です。(階層により月額0~800円の差額となります。)

詳細は、ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

新制度 横浜

検索 

(裏面へ続く。)

認定申請書の記入について

<表面>

(1) 【支給認定に関する希望等】

支給認定希望日

翌年4月1日にチェックをしてください。

利用時間区分の希望

保育短時間利用（8時間まで）か保育標準時間利用（11時間まで）のどちらかにチェックをしてください。

<裏面> 下記項目以外の記入は不要です。

(2) 【保育を必要とする状況】

保育が必要な期間（希望日）

開始日は、支給認定希望日と同じ（翌年4月1日）にチェックをしてください。

保育が必要な事由

父、母それぞれの現時点で保育を必要とする事由に該当するものを選択してください。

その他

(1) 今回の申請にあたっては、保育を必要とすることを証明する書類（雇用証明書等）の提出は不要です！

現在保育所等を利用している人は、保育所等を利用していることをもって、保育の必要があると判断をするため、雇用証明書等の保育を必要とする証明書類の提出は不要です。

ただし、保育を必要とする要件は、現行同様1年に1度確認します。

平成27年度以降は、利用料の切替えの時期に合わせて6～8月頃に要件確認を行います。この際に、雇用証明書等の保育を必要とする要件確認の書類が必要です。

(2) 税書類の提出は原則不要になりました！

今までは、保育料を所得税から算定するために、源泉徴収票等の提出をお願いしていました。

平成27年4月は、保育料の算定を市民税で行うこととなります。市民税は、横浜市で確認できるため、所得証明書類の提出は不要です。

なお、横浜市市民税が確認できない場合は、前住居地での課税証明書等証明書類の提出を求める場合があります。

※ 今回の認定の内容は、6～8月頃の要件確認の手続きにより、変更となる場合があります。

支給認定証イメージ

〒〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市中区〇〇町〇-〇-〇

横浜 子一郎 様

平成27年〇月〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市中区〇〇町1-1

〇区福祉保健センター

子ども家庭支援課

Te l : 〇〇〇-〇〇〇〇

Fax : 〇〇〇-〇〇〇〇

〇区長

印

子ども・子育て支援給付支給認定証

児童情報	認定証番号	123456789101		
	フリガナ	ヨコハマ コイチロウ		
	氏名	横浜 子一郎		
	生年月日	平成23年 4月 6日	性別	男
	居住地	〒231-0012 横浜市中区相生町6丁目9999番地 マンションよこはま101		
保護者情報	フリガナ	ヨコハマ オヤタロウ		
	氏名	横浜 親太郎		
	生年月日	昭和58年 8月 9日	続柄	父
	居住地	〒231-0012 横浜市中区相生町7丁目9999番地 マンションよこはま102		
支給認定内容	支給認定区分/ 保育必要量	2号(標準時間)		
	認定有効期間	平成27年 4月 1日～平成30年 3月31日		

- この証は、よく読んで大切に持っていてください。
- 施設等の利用が決定した際には、この証を施設等に必ず提示してください。
- 認定有効期間を経過したときは、子ども・子育て支援給付費の支給を受けられません。
認定有効期間を経過する前にお住まいの区の福祉保健センターへ、認定変更申請を行ってください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の福祉保健センターにその旨を届け出てください。
- 認定有効期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。
居住地を移そうとする場合には、事前に、お住まいの区の福祉保健センターにご連絡・ご相談ください。
また、認定有効期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、これまで居住していた区の福祉保健センターに認定の取消を申請してください。
- この証を破損したり汚したり又は紛失したときは、お住まいの区の福祉保健センターに速やかに届け出て再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかにお住まいの区の福祉保健センターに返却してください。
- 支給認定の資格がなくなったときは、直ちにお住まいの区の福祉保健センターに届け出てください。
- 3～7に関して、お住まいの区と異なる区にある施設等を利用中の方については、施設等のある区の福祉保健センターに申請や届出を行ってください。

(FKD05FM10040)

支給認定決定通知書イメージ

〒〇〇〇-〇〇〇〇

平成27年〇月〇日

横浜市中区〇〇町〇-〇-〇

横浜 子一郎 様

〒〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市中区〇〇町1-1

〇区福祉保健センター
子ども家庭支援課

Te l : 〇〇〇-〇〇〇〇〇

Fax : 〇〇〇-〇〇〇〇〇

〇区長

印

支給認定決定通知書【保育】

子ども・子育て支援法第20条に基づく支給認定申請について、次のとおり決定します。

対象児童	氏名	横浜 子一郎
	生年月日	平成23年 1月 1日
保護者 (申請者)	氏名	横浜 親太郎
	住所	横浜市中区相生町6丁目9999番地 マンションよこはま101

認定証番号	123456789101	認定区分	2号(標準時間)	
認定事由	就労	認定有効期間	平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日	
根拠となる税額	父	3,000,000 円	判定税額計	8,000,000 円
	母	1,500,000 円	負担区分	D25階層
	その他	3,500,000 円		
補足給付	有			
負担区分適用期間	平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日			
減免期間	平成27年 4月～平成28年 3月			
優先利用	障害			
備考	育児休業中の方は、復職後、2週間以内に「復職証明書」をご提出ください。			

- 負担区分に変更があった場合は、その旨を別途通知します。
- 住所、氏名、世帯構成その他に変更がある場合は、速やかに上記の福祉保健センターへ変更の申請をしてください。
- 施設等を利用中であっても、支給認定の基準に該当しなくなった場合には、支給認定を取り消す場合があります。

子ども・子育て支援新制度における 横浜市としての保育時間の考え方について

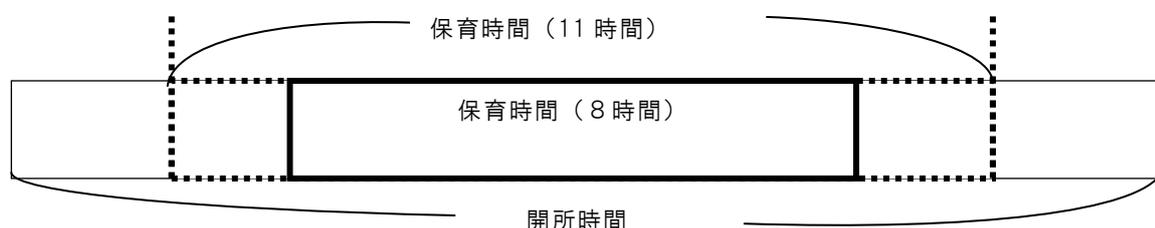
① 横浜市としての保育時間の表記・考え方

保育時間の表記について、本市として次の**表記と考え方**で統一します。

保育時間(8時間) …… 保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、現行制度と同様8時間とします。子どもの生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯としてもらうことを基本とします。

保育時間(11時間) …… 保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、保育時間(8時間)を含む11時間とします。

開所時間 …… 延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯とします。



②-1 時間帯の設定について(平日)

認可保育所においては、各施設が独自で時間帯を設定します。

保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間(8時間)と、保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間(11時間)を確保するため、11時間以上の開所時間を設定していただきます。

なお、現在の入所児童の登降園の状況等を考慮し、現行の原則保育時間等を変更することは可能です。

保育時間(11時間)を超える時間帯の延長保育については、地域のニーズに応じて実施していただくこととなりますが、原則は、現行の開所時間を短縮することがないようにしてください。

延長保育の考え方ですが、

「保育短時間」認定の方は、保育所等が定める保育時間(8時間)を超える前後の時間帯、

「保育標準時間」認定の方は、保育所等が定める保育時間(11時間)を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。(別途、助成及び延長保育の徴収あり。後日提示します)

<留意点>

- 分園がある保育所は、本園・分園で保育時間を揃えてください。
- 現行、11時間未満の開所時間の施設で、平成27年度すぐに11時間開所が困難な施設については、経過措置として、平成29年度までに段階的に11時間開所とするよう、お願いします。

②-2 時間帯の設定について(土曜日)

土曜日も、原則、平日同様、保育時間(8時間)と保育時間(11時間)の実施をお願いします。
ただし、これまでの経過から、急な体制整備は困難なことも予測されますので、次のとおり対応をお願いします。

- ・ 現行、開所時間が8時間未満の施設については、平成27年4月に最低限8時間開所としてください。その後、質改善後の平成29年度までに、段階的に11時間開所となるようにしてください。(経過措置)
- ・ 現行8時間～11時間開所の施設は、できる限り平成29年度までに11時間開所となるようにしてください。(経過措置)

<留意点>

保育時間(8時間)や保育時間(11時間)を設定するため、平日と土曜で異なる保育時間を設定することは可とします。その場合は、現在の利用者の不利益にならないよう配慮してください。

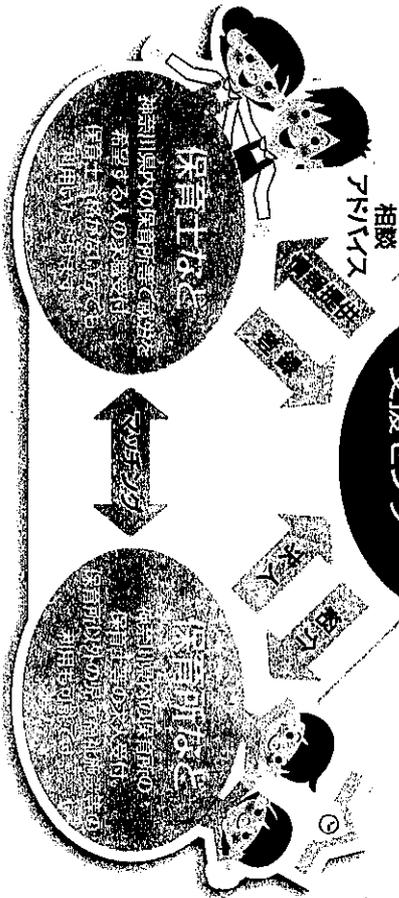
例 平日 保育時間(8時間) 8:30～16:30 開所時間 7:30～18:30

⇒土曜 保育時間(8時間) 7:30～15:30 開所時間 7:30～15:30(延長保育なし)

現行、土曜日に8時間以上または11時間以上開所している保育所・事業等については、現行どおり開所をお願いします。

かながわ保育士・保育所支援センターは
 保育所等からの求人と保育関係の求職者を
 マッチングして、保育人材の確保を促進します。

かながわ
 保育士・保育所
 支援センター



まずはセンターに登録、様々なアドバイスが受けられます。



すぐ就職したいと考えている方へ



いずれ就職しようと考えている方へ



- 求人情報の提供
- 求人票の開示*
- 就職先の紹介
- 就職相談

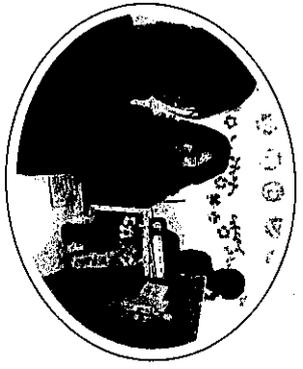
- 保育等に関する情報提供
- 就職相談会等の案内



*求人情報を自由に閲覧できます。

就職相談ダイヤル

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。ご希望により、就職先の情報提供、紹介をします。就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言をします。マッチングのある潜在保育士の方もお気軽にご相談ください。



就職支援セミナー・相談会開催

県内各地の会場で就職支援セミナーや就職相談会を開催します。詳しい日程はホームページ等でお知らせします。



●就職支援セミナー
 就職にあたって必要な保育に関する情報について学びことができます。
 「セミナー」の例
 ・保育所保育指針を通して、今、求められている保育について学ぶ。
 ・保育所の現役園長から、園の様子や保育環境についての話を聞き、現場を知る。



●就職相談会
 県内各地から保育所がブース出展し、それぞれの園の特徴や求めている保育人材について直接聞くことができます。
 ※雇用保険の求職活動実績対象となります。

保育に関する情報提供

保育にかかわる様々な情報(資格や制度、就職相談会開催日程など)をメールで配信します。



横浜のこどもたちのために
あなたの力を求めています！

平成26年度
第3回

保育士就職面接会



保育施設事業者がブース出展します！

※今回ブース出展をする保育施設事業者は、市内全区で保育所等を運営する事業者が対象です。



就職に関する相談だけでも参加可能！

開催日時

平成26年12月17日(水)

13:00～16:00(受付開始12:45)

参加費
無料

会場

横浜市技能文化会館 Tel. 045-(681)-6551

横浜市中区万代町2-4-7

交通

JR「関内駅」南口から徒歩5分

鎌倉地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2から徒歩3分

対象者

保育士資格をお持ちの方及び保育士資格取得見込みの方で、
私立保育所での勤務を希望される方

当日参加
可能！！

申込期限

平成26年12月16日(火)まで

※雇用保険の求職活動実績対象です。受給資格証をお持ち下さい。

お申込み
の問合せ

FAX・TEL (受付時間9時～17時、月～金 ただし祝日を除く)・電子申請等でお申込みください(裏面参照)。

株式会社京急アドエンタープライズ内 面接会事務局(09時～18時)



045-848-2722



0120-101-784

横浜市HPでは、私立保育所と横浜保育室の横浜市内保育所等求人情報を掲載しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/hoikuseido/hoikukyuuuin.html> 横浜市内保育所求人情報 検索

参加申込書 (FAX送付票)



株式会社京急アドエンタープライズ内 面接会事務局 (当事業委託先)

045-848-2722

申込み期限

平成26年

12月16日必着

保育士就職面接会 / 12月17日(水)	
ふりがな	ハローワークカード求職番号 - / 登録なし
氏名	生年月日
	昭和・平成 年 月 日(歳)
住所	〒 -
連絡先	TEL - - (日中連絡が取れる番号をご記入ください)
	FAX - -
お持ちの資格	()保育士・保育資格 ()26年度保育士資格取得見込み ()幼稚園教諭免許
参加目的	※参加される目的やご質問などがありましたら具体的にご記入ください。
当就職面接会を何でお知りになりましたか?	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 広報よこはま <input type="checkbox"/> 区役所 <input type="checkbox"/> 地区センター <input type="checkbox"/> ダイレクトメール <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 市役所ホームページ <input type="checkbox"/> その他()

お申込み時にご提供いただいた個人情報は当就職面接会にのみ使用し、内容はハローワークと共有しますが、その他の目的に使用することはありません。委託業者においても、個人情報の取扱いについて適正に取り扱います。

電子申請でもお申込みができます

●パソコンをご利用の方



<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kinkyu/mensetsu.html>

●携帯電話をご利用の方

下記のQRコードを読み込んでください。

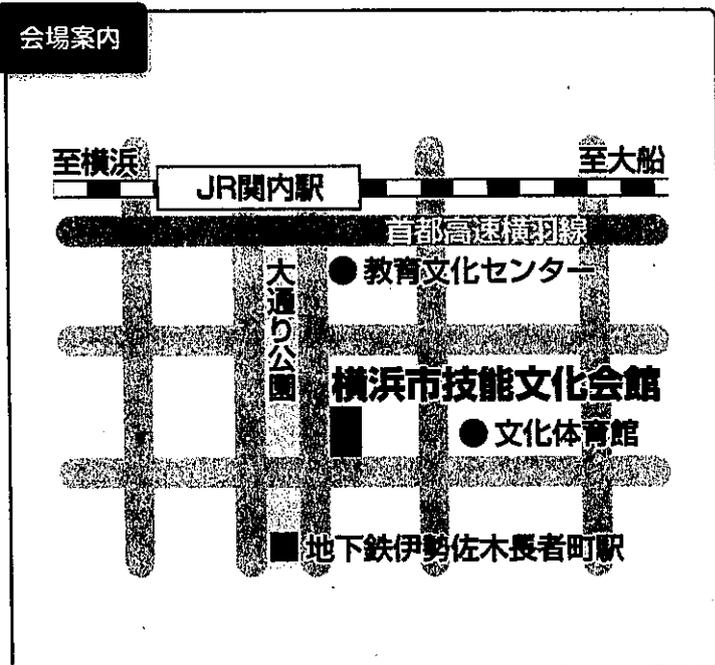


●スマートフォンをご利用の方

下記のQRコードを読み込んでください。



会場案内



認可保育所における市独自助成の検討の方向性について

- 認可保育所における市独自助成については、現行の保育の質の水準と国の公定価格等を踏まえて、継続するものと今後変更するものの検討を行っています。
- 本日お示しする項目については、現段階での検討項目であり、確定した内容ではありません。項目・金額ともに今後の予算編成の中で検討し、市会での議決を経て確定します。

1 現在、国から示されている公定価格の「質の改善後」の仮単価は平成 29 年度の姿です。平成 27～28 年度は「質の改善前」と「質の改善後」の間の水準となる予定です。

2 市独自助成で実施を予定している項目

- (ア) 職員配置加算…市基準の保育士配置を確保するための助成。3 歳児配置加算 (15 : 1) は公定価格に反映されるまでの間、市独自助成として【先取り】で実施予定。1 歳児 (4 : 1)、2 歳児 (5 : 1)、4 歳以上児 (24 : 1) の配置加算は引き続き実施する予定
- (イ) 職員処遇改善加算…職員の平均勤続年数等に応じて加算する安定的な雇用、昇給や給与改善確保、保育士確保のための助成
公定価格の職員処遇改善等加算については、本市独自助成として【先取り】で実施予定 ※ 国の臨時特例事業は、平成 26 年度で終了予定
現在、本市で独自に助成している「職員処遇改善費」をベースにしながら、キャリアアップの取り組みや給与改善の実績等に応じた加算とする国の仕組みを参考に、より効果的な制度となるよう見直し予定
- (ウ) 地域型保育事業から連携を受諾し、認可保育所のノウハウを生かした交流保育や保育支援の実施や受入枠の設定などに必要な経費に充当するための助成
- (エ) システム化経費助成 (事務職員雇用費からの変更) …簡易請求ソフトを用いて請求を行うための助成
- (オ) 障害児保育費・特別支援児童加算費…現行の助成単価を基に、短時間認定と標準時間認定の単価を検討

3 国の公定価格化により見直しを検討

- (ア) 第三者評価受審費…第三者評価の受審費助成。公定価格化された場合は現在の現行との差額を助成
- (イ) 11 時間開所雇用費…原則保育時間を超えて 11 時間までの保育を実施するための助成。公定価格で 11 時間分の単価が設定された場合は見直し

4 ご要望いただいている主な項目

- (ア) 栄養士の格付け経費及び食物アレルギー等の対応の経費
- (イ) 事務職員を加配する経費
- (ウ) 職員処遇改善費の見直し…常勤保育士を確実に確保できるように
- (エ) 地域型保育事業との連携に係る経費
- (オ) 常勤保育士・調理員の配置の強化、加配の実施

【裏面あり】

5 その他の現行の独自助成

公定価格の水準を踏まえ、必要な市独自助成を検討・審議します。

- (ア) 保育士臨時雇用費…多様な保育サービスを実施するため、市の配置基準を上回って保育士を雇用するための経費
- (イ) 臨時調理人雇用費…国基準の調理人の人数を超えて調理人を雇用するための助成
- (ウ) 産休等代替職員雇用費…職員が出産や疾病のため2週間以上の療養（有給）を必要とする場合に代替の職員を新たに雇用するための経費
- (エ) 医療的ケア対応看護師雇用費…医療的ケアが必要な児童のために、看護師等が配置されている保育所にさらにアルバイト看護師等を配置するための助成
- (オ) 被虐待児童対応費…児童相談所等で虐待が疑われ保育するのに保育士を加配することが必要と区役所が認めた場合の助成
- (カ) 乳児保育雇用経費…乳児保育及び障害児保育を実施しており、児童の処遇向上のため看護職等・栄養士を雇用している場合に助成
- (キ) 産休明け保育児童健康診断助成…産明け保育児童を対象に、入所時及び定期のものを除いた臨時の健康診断を行うための助成
- (ク) 外国人児童保育助成…外国人児童の処遇向上のため、保育士を雇用するための助成
- (ケ) 午睡用寝具リース費…入所児童が使用する午睡用寝具のリースを受けるための助成
- (コ) 日本スポーツ振興センター共済掛金助成金…日本スポーツ振興センター共済掛金の負担金の一部に充当するための助成
- (サ) 11時間超開所雇用費（延長保育助成）…11時間を超える保育を実施するための助成。
現行の時間延長サービス従事職員雇用費は15分単位の実績に応じた助成に変更予定

公定価格の骨格案について (詳細版)

平成26年4月23日

保 育 所 (保育認定(2号・3号))

(基本分単価の内訳：保育所（保育認定（2号・3号））)

区分	内容	容
事務費	人件費（注）	<p>(1) 常勤職員給与</p> <p>① 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当</p> <p>② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等）</p> <p>③ 社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等）</p> <p>(2) 非常勤職員雇上費</p> <p>① 嘱託医手当</p> <p>② 非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員）</p> <p>③ 年休代替要員費</p> <p>④ 研修代替要員費 2名分</p>
	管理費	<p><職員の数に比例して積算しているもの></p> <p>旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費</p> <p><子どもの数に比例して積算しているもの></p> <p>保健衛生費</p> <p><1施設当たりの費用として積算しているもの></p> <p>補修費、特別管理費、苦情解決対策費</p>
事業費	生活諸費	<p>一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費</p>

(注) 職員数の考え方

保育士
(配置基準)

乳児 3:1
1、2歳児 6:1
3歳児 20:1
4歳以上児 30:1

* 質の改善事項における配置基準の改善（15:1）については、実施している場合の加算として実施

・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定

・上記の他、休けい保育士を1人加配（定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤）

・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配

・調理員 2人（定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人（うち1人は非常勤））

・事務職員 1人（非常勤）

⑫減価償却費加算（仮称）

・・・施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算（⇒参考資料3 P 6 7 参照）

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部）） * 都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

A 地域	B 地域	C 地域	D 地域
標準 都市部	標準 都市部	標準 都市部	標準 都市部

⑬賃借料加算（仮称）

・・・賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算（⇒参考資料3 P 6 7 参照）

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部）） * 都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

a 地域	b 地域	c 地域	d 地域
標準 都市部	標準 都市部	標準 都市部	標準 都市部

⑭分園の場合・・・分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整（⇒参考資料3 P 7 6 参照）

※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整
* 分園を設置する施設における⑯及び⑰の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。（その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定）

⑮常態的に土曜日に閉所する場合・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整（⇒参考資料3 P 7 6 参照）

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑯定員を恒常的に超過する場合・・・連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)（⇒参考資料3 P 7 6 参照）

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑰主任保育士専任加算^(※1)

・・・事業の取組状況^(※2)に応じて主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替保育士及び子育て支援のための活動費を加算（⇒参考資料3 P 4 3、8 1 参照）

⑱療育支援加算（仮称）^(※1)

・・・障害児を受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもへの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算（⇒参考資料3 P 6 1 参照）

※ A 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、B それ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

- ⑮事務職員雇上費加算(*1) ……事業の取組状況(*2)に応じて事務職員を配置するための経費を加算 (⇒参考資料3 P 8 7 参照)
 - ⑯冷暖房費加算(仮称) ……夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算
(⇒参考資料3 P 7 4 参照)
- ※ 地域の区分(5区分)
- 1級地から4級地：国家公務員の寒冷手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域
 - その他 地域：1級地から4級地以外の地域
- ⑰除雪費加算 ……豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3 P 7 4 参照)
 - ⑱降灰除去費加算 ……降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3 P 7 4 参照)
 - ⑳入所児童処遇特別加算 ……高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を利用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況(*2)に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算(⇒参考資料3 P 7 3 参照)
 - ㉑施設機能強化推進費加算 ……職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3 P 7 3 参照)
 - ㉒小学校接続加算(仮称) ……小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3 P 6 5 参照)
 - ㉓栄養管理加算(仮称) ……栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3 P 4 3 参照)
 - ㉔第三者評価受費加算(仮称) ……第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3 P 6 8 参照)

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分して区分に伴う調整)

(*1) それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合には費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

新制度における運営基準について

1 趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、横浜市では「横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月 横浜市条例第 48 号）（以下「条例」という。）」を定めました。

保育所は、この条例に基づき、運営規程を定め、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ることとされています。

2 対象施設・事業者

新制度での給付対象となる施設・事業すべて

（認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業）

3 重要事項の説明について

保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対して、下記を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ることになっています。また、保育施設の見やすい場所に重要事項を掲示することが必要です。

（1）運営規程の概要

（2）職員の勤務体制

（3）利用者負担

（4）その他教育・保育の選択に資すると認められる重要事項

※文書の交付に変えて、保護者の承諾が得られれば、電子媒体等での交付も可能です。

4 運営規程について

下記に掲げる施設等の運営についての重要事項に関する規程を定めることとなります。

（1）施設の目的及び運営の方針

（2）提供する特定教育・保育の内容

（3）職員の職種、員数及び職務の内容

（4）特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

（5）保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

（6）子どもの区分（年齢）ごとの利用定員

（7）特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

（8）緊急時等における対応方法

（9）非常災害の対策

（10）虐待の防止のための措置に関する事項

（11）その他事業の運営に関する重要事項

※ここに掲げる記載事項以外の事項を記載することも可能です。

【裏面あり】

5 重要事項説明書、運営規程について

- (1) 今後、本市において運営規程及び重要事項説明書の標準例（雛形）をお示しする予定です。標準例を参考に、各施設・事業者において作成をお願いします。
- (2) 運営規程については、理事会、役員会等を経て決定してください。

6 留意事項

条例の規定事項は、監査の対象となります。

<参考>横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 抜粋

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条の運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者の負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項の規定による選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

（掲示）

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

こ保運第 2078 号
平成 26 年 10 月 14 日

認可保育所設置者 様

こども青少年局保育運営課長

「保育士資格申請中の者」の取扱いの変更について（通知）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます

本市の保育事業について日々御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

「保育士資格申請中の者」について、平成 26 年 10 月から、国の通知に基づき支弁を行う際の取扱いが変更になりましたので、お知らせします。

1 本市の助成制度における変更点

(1) 主任保育士加算を請求する際に市基準配置に加え加配する保育士は、「保育士登録申請中の者」も対象となります。月 160 時間以上勤務の方を対象とし、「保育士登録申請中の者」が 2 名以上であわせて月 160 時間以上の勤務となる場合も可とします。

なお、この取扱いは主任保育士加算が対象であって、保育士臨時雇用費等は対象となりません。

(2) 横浜市長時間保育助成要綱第 15 条に定める 11 時間を超えて開所する保育所が加配する保育士は、「保育士登録申請中の者」も対象となります。

2 「保育士登録申請中の者」の定義

保育士登録申請中の者とは、児童福祉法に定める保育士となる資格を有し、都道府県知事に保育士登録の申請を行っている者をいいます。

指定保育士養成施設を卒業し、保育士登録済通知書が交付されている者は、通知書作成日から 3 か月間に限り、保育士登録済通知書を保育士登録証に代えることができます。この取扱いは従来どおりです。

3 「保育士登録申請中の者」の確認方法

(1) この取扱いに基づき運営費等を請求する場合には、その内容の分かる書類を保育所所在区のこども家庭支援課に届け出てください。

(2) 保育所が届け出る書類は、次の各項目に定める書類を原則とします。

ア 保育士となる資格を有する者の確認関係

保育士（保母）資格証明書、指定保育士養成施設卒業証明書、保育士養成課程修了証明書、保育士試験合格通知書のいずれかの写し

イ 都道府県知事（登録事務処理センター）への保育士登録申請中の確認関係申請時の「書留・特定記録郵便物等受領証」の写し

ウ 常勤換算できるかどうかの確認関係

「保育士資格申請中の者」の勤務時間が分かるもの（雇用契約書の写し等）

4 適用時期

平成 26 年 10 月分の主任保育士加算から今回の取扱いの対象とします。

【裏面あり】

5 保育士証の確認について

今回の取扱いの変更に関わらず、保育資格証明書のままの方がいないか、氏名や本籍地変更による書き換えや紛失による再交付の必要がないか、念のためご確認いただき、該当がある場合は速やかに発行・書き換え・再発行の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

横浜市役所こども青少年局
保育運営課運営指導係 山岡
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL 045-671-3564 FAX045-664-5479